

公共建築工事標準仕様書に掲載の耐溝状腐食電縫鋼管の適用口径が拡大しました

1. 改定内容

国土交通省の「公共工事建築工事標準仕様書（機械設備工事編他）」（以下、「標準仕様書」という）が、令和4年3月23日付で改定（令和4年版）されました。

WSPは、標準仕様書の改定等に関する意見照会団体として、要望や意見を国土交通省に提示し、改定作業に関わっています。

2. 日本水道鋼管協会関連の標準仕様書の改定内容

標準仕様書に掲載されている建築設備配管材料の一つである耐溝状腐食電縫鋼管の適用口径が拡大されました。

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
第2章 配管工事
第1節 配管材料
2.1.1 一般事項

平成31年版（旧）	令和4年版（新）
(1)都市ガス又は液化石油ガス以外に水配管用亜鉛めっき鋼管又は配管用炭素鋼鋼管を使用する場合は、呼び径100以下は鍛接鋼管又は熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管とし、呼び径125以上は耐溝状腐食電縫鋼管とする。	(1)都市ガス又は液化石油ガス以外に水配管用亜鉛めっき鋼管又は配管用炭素鋼鋼管を使用する場合は、呼び径100以下は鍛接鋼管（SGP-B）、熱間仕上げ電気抵抗溶接鋼管（SGP-E-H）又は電気抵抗溶接鋼管（SGP-E-G）のうち耐溝状腐食電縫鋼管とし、呼び径125以上は電気抵抗溶接鋼管（SGP-E-G）のうち耐溝状腐食電縫鋼管とする。

3. 改定による効果

耐溝状腐食電縫鋼管は、これまで呼び径125以上で使用することができましたが、呼び径100以下でも使用が可能になりました。

使用対象範囲が広がったことにより、ユーザーの選択肢を増やすことができました。

4. 耐溝状腐食電縫鋼管の概要

電縫鋼管を水用配管に使用した場合、電縫部が選択的に侵食されるいわゆる溝状腐食が発生する場合があります。耐溝状腐食電縫鋼管は、鋼中成分の調整、電縫部の熱処理等によって、電縫部の溝状腐食を防止した製品です。白管の場合は「亜鉛めっきの耐食性範囲」（一般社団法人 日本溶融亜鉛鍍金協会HP）より、使用温度は50℃以下、pH6～12で使用できます。

種類、適用例、寸法表示は以下のとおりです。

■ 種類・適用例

記号	構成	適用例
MN	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS G 3452(SGP)の黒管、白管 ・JIS G 3442(SGPW) ・JIS G 3454(STPG)の黒管、白管 	工業用水配管、空調設備配管 衛生設備配管、消火用配管

■ 寸法表示

<p>1. 寸法範囲</p> <p>SGP 15A～500A SGPW 15A～500A STPG 15A～500A※1</p> <p>2. 寸法表</p> <p>材料寸法については、管種ごとのJIS規格寸法を参照してください。</p>	<p>3. 表示例</p>
--	---------------

※1 STPGは、呼び厚さ(スケジューラ番号:Sch)によって製造可能な最大径が異なります。必要に応じて、お問い合わせください。

※2 鋼管は製造方法別に、鍛接鋼管や熱間仕上げ、冷間仕上げ電気抵抗溶接鋼管、シームレスと言われる継目なし鋼管などがあります。耐溝状腐食電縫鋼管は、電気抵抗溶接鋼管のうち、熱間仕上げ、冷間仕上げ以外の方法による製造記号(E-G)であり、かつMNの記号を表示して判別しています。